

[事案 28-232] 転換契約無効請求

・平成 29 年 3 月 23 日 和解成立

<事案の概要>

転換時の募集人による説明が不十分であったことを理由に、転換契約を無効とし、転換前契約へ戻すことを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成28年8月、平成6年1月に契約した終身保険を転換して利率変動型積立保険等を契約したが、以下の理由により、契約後転換を無効として転換前契約に戻してほしい。

- (1)募集人に対し、勧誘時、契約する意思がないことを明確に伝えている。
- (2)現在の契約の満足度や、自分の健康状態に関するアンケートだと考えて、申込書類を書いた。

<保険会社の主張>

申立人が契約申込書に署名したことは間違いがなく、募集人が不当な行為を行った事実はないので、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。

2. 裁定結果

上記手続中、保険会社より、契約時の事情を考慮した和解案の提示があり、裁定審査会で検討した結果、これを妥当と認め、申立人に提示したところ、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。